

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構の 中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成24年8月31日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間（平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月）の業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、日本障害者雇用促進協会の業務に国及び(財)高年齢者雇用開発協会の業務の一部を加えて、高齢者等及び障害者の雇用支援を一体的に実施する組織として、平成 15 年 10 月に新たな独立行政法人として発足したものである。

また、平成 23 年 10 月 1 日に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成 23 年法律第 26 号）に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構から職業能力開発業務等が移管されたところである。

本評価は、平成 20 年 2 月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月）全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる 2 次意見等も踏まえ、暫定評価を実施した。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、当機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する」という当機構の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化に関しては、業務運営体制について、本部機能の幕張本部への移転・集約化、駐在事務所（全国 5 か所）の廃止、地域センター管理事務所の集約化、地方業務の委託方式の廃止による直接実施等により、効率化に着実に取り組んでいる。また、人件費削減、一般管理費・業務経費の削減などを中心とした経費節減に取り組むとともに、利用者等のニーズ把握、サービスの質の向上などに積極的に取り組んだ結果、業務実績は中期目標・中期計画を上回るなど着実に実績を上げている。

一方で、今後、主に以下の点に留意する必要がある。

- ① 平成 24 年度にはいわゆる「団塊の世代」が 65 歳に到達することから、65 歳希望者全員継続雇用の推進、70 歳まで働ける企業の普及促進等、政府の高

年齢者雇用の目標達成に寄与するために、定期刊行誌等を積極的に活用し、啓発効果を更に高める必要がある。また、障害者も高齢化するため、高齢者雇用支援業務との連携、情報共有を一層強化する必要がある。

- ② 精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就労支援ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化するとともに、精神障害者、発達障害者等のより円滑な就職・職場定着に向けて、サービスの一層の質的向上について、検討する必要がある。
- ③ 職業訓練の効果的な実施のために、訓練の品質の維持・向上を図るための指針である「機構版教育訓練ガイドライン」に基づき、地域ニーズを踏まえた上で、PDCAサイクルによる訓練コースの見直しに今後も取り組む必要がある。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。

また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

業務運営体制については、本部事務所の幕張事務所への移転・集約化、地方業務の委託方式の廃止、地域障害者職業センターの管理事務の集約化、駐在事務所の廃止等、業務運営の効率化に着実に取り組んでおり、評価できる。

経費節減等については、随意契約の見直しや1者応札・1者応募の改善、業務システムの最適化等により、一般管理費・業務経費ともに中期目標・中期計画を上回る予算の節減を進め、併せて予算執行の節約等極めて高い努力が認められ、評価できる。今後も引き続き経費節減に取り組むことを期待する。

給付金・助成金業務については、事務手続の効率化・簡素化、審査能力の向上等により給付金・助成金の1件当たりの平均処理期間は、平成19年度と比べて平成23年度で7.1%の短縮となっており、評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

① 関係者のニーズ等の把握や雇用情報等の提供等について

業務の質の向上については、関係者ニーズを業務に的確に反映させるための内部評価・外部評価を積極的に活用した業績評価システムが構築されており、評価体制が適正に機能しているといえる。また、2元構造のコンプライアンス体制やリスク管理委員会の設置等による内部統制の更なる改善に積極的に取り組み、着実に進行されていることは評価できる。

高齢者等や障害者の雇用情報等の提供に当たっては、ホームページの内容の充実や利用者ニーズを取り入れた利用しやすさの向上により、アクセス件数の増加に取り組んでおり評価できる。また、高齢者等や障害者の雇用支援業務について、相互に支援ノウハウ、各種情報等の共有化を図ることで、サービスの相乗効果を発揮するための取組を積極的に実施しており、評価できる。

東日本大震災に係る対策の実施については、特別相談窓口の設置、雇用促進住宅の活用など機動的な対応を行っており、機構の果たす役割を十分発揮したといえることから、評価できる。

② 高齢者等雇用支援業務

〔高齢者雇用に係る事業主等に対する給付金の支給業務〕

高齢者雇用に係る事業主等に対する給付金の支給業務については、給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報及び事務手続きの簡素合理化に努め、支給要件等に変更があった場合のホームページでの公開状況が中期計画における数値目標（7日以内に公開）を毎年上回っており、評価できる。また、適正な支給業務の実施にあたり、不正受給防止対策に積極的に取り組み、その結果、平成22年度、平成23年度において不正受給件数が0件であったことは、評価できる。

〔事業主に対する相談・援助、実践的手法の開発・提供及び高齢者雇用に関する啓発等〕

事業主に対する相談・援助については、「70歳まで働ける企業」の普及・促進、65歳までの希望者全員継続雇用の推進等に重点的に取り組み、高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施件数が中期計画の数値目標（延べ30,000件）を上回るとともに、追跡調査において具体的な課題改善効果があった旨の評価が得られた割合についても、中期目標・中期計画の数値目標（70%以上）を大きく上回っている。

実践的手法の開発・提供については、「70歳まで働ける企業」の実現に向け、高齢者が意欲と能力を十分発揮できる雇用環境の構築を図るため、事業主ニーズ及び就業現場の実情を踏まえた調査研究を行っており、評価できる。

高齢者雇用に関する啓発広報事業については、高齢者雇用開発コンテスト表彰式、記念講演、トークセッションの実施等の「70歳まで働ける企業」の実現に向けた活動に取り組んでおり、評価できる。

③ 障害者雇用支援業務

〔地域障害者職業センター業務〕

地域障害者職業センター業務については、障害者の就労支援ニーズの高まりを踏まえ、公共職業安定所等と連携し、どの地域においても均等・公平な職業リハビリテーションサービスが受けられる環境を整備した上で、他の就労支援機関では対応が困難な精神障害者、発達障害者等に対して、平成23年度末までに延べ116,584人（目標値120,000人）に職業リハビリテーションサービスを

実施しており、職業準備支援等修了者の就職等に向かう次の段階への移行率及び就職率についても、毎年度中期計画の目標（移行率75%、就職率50%）を上回り達成している。また、ジョブコーチによる支援については、平成23年度末現在で支援対象者は延べ12,795人と中期計画の目標（10,500人）を上回るとともに、支援終了後6か月経過時点での定着率も毎年度中期計画の目標（80%）を上回っており、また、アンケート調査の評価も高く、中期計画の目標を大きく上回っている。その他の業務についても、毎年度中期計画の数値目標を上回っており、厳しい雇用情勢の中で障害者への支援に多大な貢献を果たしていると高く評価できる。今後も更なる業務の質の向上に向け取り組むことにより、ニーズに対応した支援の推進を期待する。

【職業リハビリテーションの専門的な人材の育成】

職業リハビリテーションの専門的な人材の育成については、地域の関係機関がより効果的な職業リハビリテーションを実施できるよう、地域の関係機関に対する助言・援助、研修等を積極的に実施しており、アンケート調査の結果も中期計画の目標を大幅に上回っている。また、福祉機関等の職員に対する職業リハビリテーションに関する専門的、技術的研修を実施し、職業リハビリテーションの専門的な人材の育成に努めており、評価できる。今後は、「福祉から雇用へ」の流れの中で、助言・援助等の実施効果を確認し、地域ニーズに対応できる効果的な人材育成に期待する。

【職業リハビリテーションに関する調査・研究】

職業リハビリテーションに関する調査・研究については、発達障害者等の職業リハビリテーションに関する先駆的な研究等に重点をおき、そのニーズを踏まえたテーマについて実施をしており、すべてのテーマについて毎年度3分の2以上の評価委員から上位2段階の評価を得て中期計画の目標を達成したことは、評価できる。発達障害者等の就労支援技法に対するニーズは非常に高く、緊急の課題であることから、今後は、長年にかけて蓄積した独自ノウハウの更なる普及に期待する。

【障害者職業能力開発校の運営】

障害者職業能力開発校の運営については、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等の職業訓練上特別な支援を要する障害者の積極的な受入れ拡大等に取り組む、平成23年度においては、職業訓練上特別な支援を要する障害者の割合が51.1%と初めて5割を超えるとともに、定員充足率は毎年度中期計画の目標95%を超えており、特に平成21年度以降は3年連続100%を超えたことは、評価できる。また、厳しい雇用情勢に対応した就職促進対策の実施等により修了者の就職率が毎年度中期計画の目標80%を上回っていることも、評価できる。今後は、一層円滑な職場定着に向け、関係機関との連携強化に期待したい。

【納付金関係業務】

納付金関係業務については、企業が厳しい経営環境にある中で、制度に対す

る理解の促進、調査の実施、電子申告・申請システムによる事業主の利便性の向上を図る等の取組により、毎年度 99%以上の収納率（目標値 99%）を達成していることは、評価できる。特に、平成 22 年度から新たに適用対象となった 200 人を超え 300 人以下の事業主についても、平成 23 年度は申告・申請の初年度にあるにも関わらず、収納率が 99.9%を上回ったことは、制度改正にも着実に対応した結果であり、評価できる。今後も、事業主の利便性の更なる向上を図るとともに、収納業務の高水準維持に期待する。

【納付金制度に基づく助成金の支給業務】

納付金制度に基づく助成金の支給業務については、助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報及び事務手続きの簡素化等に着実に取り組むとともに、厳しい雇用情勢の中でも助成金の支給件数を着実に増加させるとともに、適正な支給業務の実施に努めており、評価できる。今後も、更なる不正受給防止に対する取組を期待する。

【障害者雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等】

障害者雇用に関する相談・援助については、サービスの向上、相談・援助体制の強化に積極的に取り組んでおり、評価できる。また、就労支援機器の貸出しも利用率が中期計画の目標を上回り、利用者の満足度も高いことから、有効な取組として障害者雇用支援に貢献しているといえる。

障害者雇用に関する実践的手法の開発については、事業主ニーズの調査・分析を積極的に実施し、わかりやすく実践的なマニュアル・好事例集の作成等に取り組むことで、相談・援助を具体的にバックアップできる手法の開発がされている。また、ホームページ等を活用した成果の普及への取組を行っており、利用者アンケートでの満足度も高く評価できる。

障害者雇用に関する啓発事業については、障害者ワークフェアの開催に当たり啓発効果の向上のための独自の工夫がされており、来場者のアンケート調査結果でも障害者雇用問題の理解度が中期計画の目標を大きく上回っており、障害者雇用の促進に有効な取り組みであるといえる。また、定期刊行誌「働く広場」についても、読者ニーズ等を踏まえた紙面の充実に取り組んでおり、読者アンケートによる紙面の評価も高く、評価できる。

【障害者技能競技大会（アビリンピック）】

障害者技能競技大会（アビリンピック）については、国際アビリンピックの開催年度であった平成 23 年度を除き毎年度開催しており、雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化、先駆的又は雇用拡大が期待される職種による技能デモンストレーションの実施等一層効果的な大会運営の取り組みがなされている。大会来場者に対するアンケートで、中期計画（目標値 80%）を大幅に上回る割合で、障害者の職業能力及び雇用に対する理解度が深まった旨の評価が得られており、障害者の職業能力の認知度を高める取り組みとして、大いに評価できる。さらに、平成 23 年度に韓国で開催された第 8 回国際アビリンピックへの参加にあたっては、派遣選手に対する安全・健康の確保、強化指導の実施

等により、選手が持てる力を十分に発揮できるよう支援したことは、評価できる。

④ 職業能力開発業務について

職業能力開発業務においては、職業能力開発促進センター（61か所）、職業能力開発大学校（10校）等において、離職者訓練、高度技能者の養成訓練、在職者訓練等を実施している。

なお、職業能力開発業務については、雇用・能力開発機構から移管された業務であり、平成23年度下半期の実績のみを算出することが困難な数値もあることから、通年の実績で評価を行うこととする。

【効果的な職業訓練の実施、公共職業能力開発施設等】

職業能力開発業務の実施に当たっては、職業能力開発促進センター等の地域の実情に応じた運営に努めるため、都道府県、都道府県労働局、事業主や労使の代表、教育機関等で構成する地方運営協議会を各職業訓練支援センターに設置したほか、平成24年2月から3月までの間に全ての都道府県において地方運営協議会を開催し、各関係機関による連携・協力を要請している。

また、訓練コースの見直しについては、職業訓練に関する地域ニーズの把握、訓練コース案の作成、カリキュラム等検討委員会によるカリキュラム内容の検査、訓練計画専門部会による訓練コース設定の意見聴取及び審査を行うなど、「機構版教育訓練ガイドライン」に基づいたPDCAサイクルによる訓練コースの不断の見直しを行っているが、今後も職業訓練の効果的な実施に取り組むことを期待する。

さらに、東日本大震災の被災地等における震災復興訓練として、岩手県遠野市に臨時実習場を設置し、復興ニーズを踏まえた住宅建築施工科の訓練を機動的に実施する等、被災地等6県（青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城）において、地域の人材ニーズを把握した震災復興訓練を設定・実施した。

職業能力開発総合大学校については、平成24年度末までに相模原校を廃止し東京校（小平校）に集約するため、「職業大改革プロジェクト推進会議」において重要事項の進捗管理を行う等、移転に向けて具体的な準備を進めるとともに、平成26年度から導入するハイレベル訓練（仮称）の実施に向けて、厚生労働省内で検討を行うために、必要な協力を行う等の準備を着実に進めており、評価できる。

【離職者訓練】

離職者が早期再就職に必要な技能・技術、関連知識を習得できるよう、国の定める職業訓練実施計画を踏まえ、24,340人に対する施設内訓練を実施した。訓練の実施に当たっては、人材ニーズや民間教育訓練機関等との競合に留意した訓練コースの設定に努めるとともに、高い就職率を達成している指導員の就職支援ノウハウを集約した「就職支援行動ガイド」や、就職支援実施結果を評価し、改善・見直しに取り組むため、全国の取組やノウハウをまとめ作成した「就職支援マップ」を活用する等により、具体的な支援ツールに基づく就職支

援の強化を行った。こうした取組により訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率は、施設内訓練84.6%と目標を達成するとともに、過去最高となった前年度(82.6%)を上回ったことについては、高く評価できる。

〔高度技能者の養成訓練〕

訓練生に対するキャリア・コンサルティングの実施等きめ細かな就職支援の取組等により、専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率は98.1%と、目標の95%を達成するとともに、前年度比で0.6ポイント上昇したことについては高く評価できる。また、産学連携の取組として、職業能力開発大学校等における共同研究(83件)、受託研究(6件)を実施したほか、地域における「ものづくり」についての啓発を行うため「ものづくり体験教室」を285回(参加者数33,286人)実施し、地域に開かれた施設運営を行ったことについても、高く評価できる。

〔在職者訓練、事業主等との連携〕

在職者訓練については、受講者と事業主に対してアンケート調査を実施し、受講生の98.7%から職業能力の向上に役立ったとの評価を得るとともに、事業主の97.6%から、受講者が学んできた内容が事業所で役立っているとの回答を得ており、アンケートの満足度も目標値を上回っていることから、評価できる。

また、アンケート調査結果の分析を通じ、訓練コースの評価・改善を行う仕組みである訓練カルテ方式を活用したほか、訓練コースの受講を通じて習得した能力の測定のため、訓練開始時に受講者の能力をアンケートにより把握するとともに、訓練受講後に、職場での適用状況を確認し、受講者及び事業主から測定・評価した結果を訓練コースの設定等に活用している。

事業主等自らが職業訓練を実施するための支援としては、事業主等の求めに応じた職業訓練指導員の派遣(3,696人)や、施設設備の貸与(10,635件)を行ったことにより、延べ313,242人に対する訓練を実施するとともに、依然として厳しい雇用失業情勢が続く中、労働者の雇用維持に努める事業主からの相談等を踏まえ、「緊急雇用対策講習」を63コース、1,021人に対して実施しており、評価できる。

〔職業訓練指導員養成、訓練コースの開発、国際連携・協力の推進等〕

職業訓練指導員の養成については、技能習得の指導ができるだけでなく、訓練のコーディネート、キャリア・コンサルティング、就職支援等に対応できる幅広い能力を有する人材を養成するため、長期課程においてカウンセリング技法等9科目を実施するほか、3年次の実務実習や4年次の職業能力開発施設でのインターンシップを通じて、より実践的な指導力等の強化に努めた。また、研修課程では、職業訓練指導員2,392人(都道府県等1,256人、民間企業123人、機構1,013人)に対し、産業構造の変化や技術革新に的確に対応できるよう、専門性の拡大・レベルアップや新たな職種を担当する技能を習得するための訓練を実施し、指導員の指導力の向上に努めており、評価できる。

訓練コースの開発については、学識経験者及び産業界等の外部有識者を含め

た委員会を設けて、環境・エネルギー分野等の新訓練科をはじめとする10テーマについて調査・研究を実施し、その成果については、職業能力開発総合大学のホームページで公表するとともに、民間教育訓練機関、地方公共団体等に対し研究報告書を配布する等、成果の還元に努めており、評価できる。

国際連携・協力の推進等については、職業訓練指導員の開発途上国への派遣等、国際貢献の取組を行っており、評価できる。

〔求職者支援制度〕

平成23年10月から開始された求職者支援制度については、厚生労働省が定めた認定基準に基づき、職業能力の開発及び向上を図るために効果的な訓練内容となっているか等を踏まえ、認定申請書の受理・審査等の認定業務（審査件数は9,751コース、定員209,951人分、認定件数は5,745コース、定員122,195人分）を実施している。また、求職者支援訓練の質を確保するため、定期的に訓練及び就職支援の実施状況等を調査し、訓練実施機関に対する巡回指導を8,816件（対象コース数3,422コース）実施している。

3. 財務内容の改善等について

予算執行等については、一般管理費及び業務経費とも中期目標に基づき適正に実施しており、中期期間の予算節減目標を達成している。特に業務経費については、対前年度比の予算削減率が、平成22年度は24.5%、平成23年度は29.6%と大幅な削減となっており、評価できる。

障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金収支の推移及び今後の見通しを踏まえ、資金の流動性及び運用の安全性を確保した上で、効率的な運用・管理に取り組んでいる。

雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金については、平成23年度に旧雇用・能力開発機構の平成23事業年度決算後の平成24年1月10日に、宿舍等勘定利益剰余金約634億円のうち、固定資産や新法人発足当初支払が必要となる最小限の経費、東日本大震災による被災者の受入に伴い平成23年10月以降発生する経費等である約278億円を除いた残余の約356億円が国庫納付されている。